

反社会的勢力の排除に関する規程

一般社団法人北海道スポーツサポートプロジェクト（以下、「本法人」という）は、反社会的勢力およびその関係者による会員申込等を一切お断りいたします。

- 1 本会員へ申し込む者は、次の各号に掲げる者に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋
 - (7) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (8) 特殊知能暴力集団
 - (9) その他前各号に準ずる者
- 2 本会員へ申し込む者は、それぞれ相手方に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 反社会的勢力によって経営を支配されていること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - (3) 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
 - (5) 自らの役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 3 本会員へ申し込む者、それぞれ相手方に対し、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 本会員へ申し込む者、相手方が本条の表明に関して虚偽の申告をし、又は本条の確約に違反したことが判明した場合、また以下のいずれかに該当する場合、会員資格を取り消す場合があります。
 - (1) 本会員へ申し込む者が反社会的勢力（第1項に基づく）であることが判明した場合
 - (2) 本会員へ申し込む者が反社会的勢力を密接な関係（第2項に基づく）を有していると認められる場合
 - (3) その他、本法人の活動目的や運営に著しく支障をきたす行為が認められた場合
- 5 前項に基づく契約の解除が行われた場合、本条の表明に関して虚偽の申告をし、又は本条の確約に違反した当事者（以下「違反当事者」という）は、解除を行った本法人に対して損害賠償を請求できないものとする。

- 6 第4項に基づく契約の解除によって、本法人が損害を被った場合には、違反当事者は本法人に対してこれを賠償する責を負うものとする。